



Title	突厥可汗国の王権と展開
Author(s)	鈴木, 宏節
Citation	大阪大学, 2008, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/49091
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed 大阪大学の博士論文について

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

氏名	すず 木宏節
博士の専攻分野の名称	博士(文学)
学位記番号	第21681号
学位授与年月日	平成20年3月25日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当 文学研究科文化形態論専攻
学位論文名	突厥可汗国の王権と展開
論文審査委員	(主査) 教授 森安 孝夫 (副査) 教授 荒川 正晴 准教授 青木 敦

論文内容の要旨

本論文は、突厥碑文や唐代墓誌などの一次史料を読解することで、第一可汗国（552～630年；583年以降は東突厥と西突厥に分裂）→羈縻支配時代（630～682年頃）→第二可汗国（682頃～744年）という歩みを見せた突厥可汗国の王権が、中央ユーラシア東部地域といかなる関係を持ちながら展開していったのかを解明することを目的とするものである。

第1章「突厥第一可汗国の系譜問題」では、発見以来十分には利用されてこなかった「阿史那思摩墓誌」を検討して、突厥第一可汗国から羈縻支配時代にかけて活動した阿史那思摩の系譜を探るとともに、第一可汗国の可汗系譜を修正した。まず思摩が初代ブミン可汗の曾孫、第四代・他鉢可汗の孫であり、彼自身も第十代・俱陸可汗に即位していたことを論証した。さらに、第一可汗国の後半期、初代ブミン可汗の複数の息子に由来する諸王家が存立していた状況を解明し、7世紀における陰山山脈からオルドスにかけての地域に、遊牧経済に立脚する多数の集団が散在していたことを再確認した。

第2章「突厥可汗国の構造と展開」では、まず漢文史料を中心とする用例の検討によって、「三十姓」が突厥第二可汗国を、「十二姓」が第一可汗国～東突厥と第二可汗国滅亡後の突厥を指すものと整理した。次にトニュクク碑文の新拓本を精査して、古代トルコ語の *Otuz Türk* 「三十姓突厥」という表現を発見したことを基礎に、「三十姓突厥」が第二可汗国の自称であり、それが「十二姓」=第一可汗国～東突厥、「十姓」=西突厥、「五姓」=バスミル、「三姓」=カルルクの総体であることを論証した。さらに、第二可汗国第三代・ビルゲ可汗の即位式における宣言文の冒頭を記録するキヨル=テギン碑文・南面を再検討することによって、1行目のテキストの欠損部分を従来のように「三十姓鞬靼」と補うのは誤りであり、正しくは「三十姓突厥」と復元すべきことを論じ、彼の即位式での呼びかけ対象が「三十姓突厥」と「九姓鉄勒（トクズ=オグズ）」であったことを解明した。

第3章「突厥可汗国の建国と王統観」では、キヨル=テギン碑文に含まれる歴史記述である「第一可汗国史」を検討し、突厥の建国譚が、ブミン可汗（在位552～553年）と弟のイシュテミ可汗（576年没）ならびに息子たちの諸可汗といった可汗国初期の人間関係に正確に対応していることを明らかにした。そして、第一可汗国と第二可汗国が可汗系譜においてほぼ断絶していたことを指摘すると同時に、両者の連続性が「ブミン正統原理」によって保証されていたと主張する。その「ブミン正統原理」とは、第二可汗国の中の諸可汗が、その王統を突厥の創業者たるブミン可汗に直結させ、新王権を正当化しようという企図のもとに作り上げられ喧伝されたものと予想される。

第4章「トニュクク碑文の構成」では、突厥第二可汗国の中の武人宰相であったトニュククを記念する碑文に登場する

単語 körög/küräg に着目し、その意味が「斥候」であること、さらにその「斥候」が碑文テキストに出現するタイミングは、重要事件の直前であることを突き止めた。その重要事件とは、①第二可汗国勃興期のモンゴリアでの九姓鉄勒（トクズ=オグズ）遠征と、②第二代・黙啜可汗時代の天山地方での突騎施（テュルギッシュ；西突厥の後裔集団）遠征である。トニユクク碑文は、これら二次の遠征によって支配下に包摂された三十姓突厥と九姓鉄勒の全体、すなわち当時の中央ユーラシア東部におけるトルコ系遊牧民集団の大部分に対して、突厥可汗の支配の淵源を知らしめ、広大な領域を支配する国家の安泰を計る目的で作られたと推理した。

第5章「チョイル碑文考」では、「石人」という外形を持つチョイル碑文の最新テキストを作成し、これをイエニセイ碑文群の文例と照会しながら新しい解釈を施し、これがトゥン=イェゲン=イルキンという人物の墓誌銘であったことを明確にした。さらに、本石人に刻まれたタムガと漢籍史料の記述とによって、彼を第二可汗国の阿史那氏の系図の中に位置づけ、この石人の成立年代を 725～738 年前半期と推定した。

終章では、以上の考察結果を踏まえ、第一可汗国→羈縻支配時代→第二可汗国という突厥史の流れに即しつつ、遊牧民族史上初の文字史料である「突厥碑文」が出現した歴史的背景に迫った。第二可汗国の創業者クトゥルグ（エルテリシュ可汗）及びその後継者は、第一可汗国建国以来百三十年の時を経た後に再び突厥という名のもとにまとめあげた諸集団に対して、時には突厥可汗国の王権の正統性を宣伝する歴史記述を用いて第一可汗国との連続性を強調し、時には可汗の即位宣言を用い、また時には王権を支える人物の英雄的物語を用いて、求心力を維持するために突厥碑文を作成したのである。いわば突厥碑文は、自己の王権を強化するための可視的な装置として、突厥可汗国時間的推移と空間的推移によって変化する支配対象に、突厥可汗の支配の正統性を示す役割を期待されて誕生したものである、と結論付けた。

論文審査の結果の要旨

世界史を理解するためにモンゴル帝国史研究が必要不可欠であることは今や常識であるが、モンゴル帝国に至るユーラシアの遊牧民族史を復原するためには紀元前の匈奴と紀元 6～8 世紀の突厥の研究が必須である。その突厥史研究は日本・中国・トルコ及び欧州において蓄積されてきたが、使用する史料としては日中では漢籍が主で突厥諸碑文が従、トルコ・欧州ではその逆という傾向が一般的であった。そうした中にあって日本の岩佐精一郎と護雅夫は、両者を縦横に駆使する研究を行なって、学界の最高峰に位置してきた。鈴木宏節の本論文は、量的にも質的にも岩佐に匹敵し、護の後継者となる資質を見せた高い水準にある。そればかりか、最近十数年において主査がリードしてきたモンゴル国現地調査及び古代トルコ語碑文の新拓本収集と、中国における漢文墓誌銘の大量出土という史料状況の新展開を受けて、突厥諸碑文を原文から徹底的に読み直し、新出漢文墓誌を博搜した点では、岩佐・護という両巨頭を凌駕する成果さえ挙げたのである。

その注目すべき成果の第一は、トニユクク碑文中における *Otuz Türk* 「三十姓突厥」 の新発見と、キョル=テギン碑文の欠損部分における「三十姓突厥」の復原であり、その価値には極めて高いものがある。それによって、ビルゲ可汗の即位式における宣言文がほぼ完全に復元されたのであり、彼の即位式での呼びかけ対象が「三十姓突厥」と「九姓鉄勒」であったことも判明した。また阿史那思摩墓誌銘によって、突厥第一可汗国（可汗系譜）をほぼ完全に復原したのも、高く評価できよう。

ルーン文字（いわゆる突厥文字）・古代トルコ語で書かれた突厥諸碑文は、ユーラシアに雄飛した遊牧騎馬民族が自らの手で書き残した最初の文字史料であるが、それはすべて突厥第二可汗国時代のものである。これを歴史史料として取り込むことは、第二突厥が先行する第一突厥をどのように評価していたか、また唐の羈縻支配期をどのように位置づけていたのかを探究するためだけでなく、ひいては遊牧民族の側、すなわち中央ユーラシア側の視点から世界史を再構成する試みにも繋がる作業である。著者が発見し「ブミン正統原理」と名付けた概念には、いま一つ説明不足の感がなくもないが、長らく文字を持たなかつた遊牧民族にも明確な歴史意識が存在したこと、それを王権の強化に利用したことを見らかにした点は重要である。「ブミン正統原理」という王統観が成立した背景には、第二可汗国の建国当時、唐朝の庇護下に第一可汗国・ブミン可汗直系の子孫が「可汗」として生存していたという事情があり、東突厥遺民並びに九姓鉄勒を糾合するだけでなく、イシュテミ可汗の後裔たる西突厥をも傘下に引き込むために、ブミン可汗が第二可汗国の先祖として選択されたのであるという推論も、それなりの説得力を持っている。

よって、本論文を博士（文学）の学位にふさわしいものと認定する。